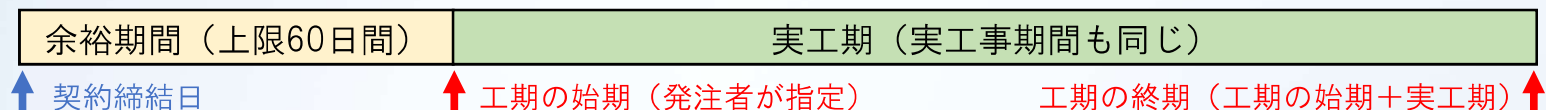
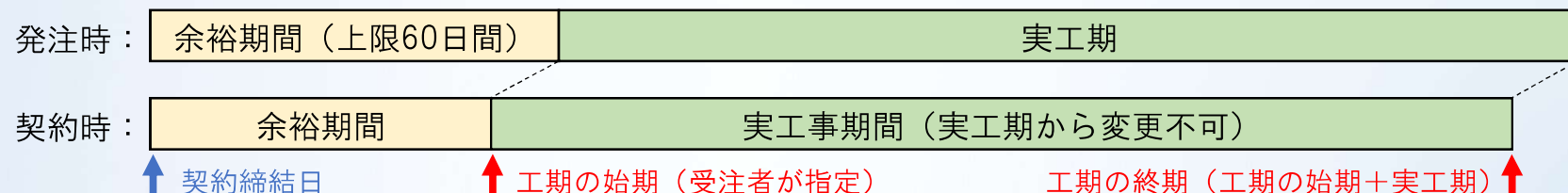


余裕期間制度 イメージ図

①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工期の始期を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工期の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



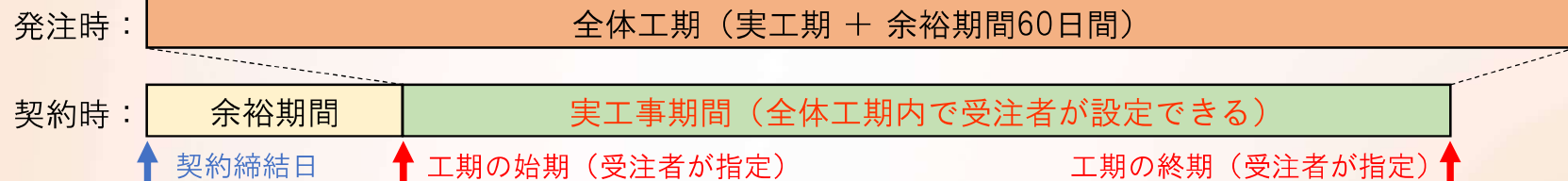
余裕期間：契約締結（予定）日から工期の始期日の前日までの期間
技術者の設置不要、現場着手は不可（資機材の準備は可、現場搬入は不可）

実工期：発注時に算出した工事を施行するために必要な期間（準備期間と後片付け期間を含む）、技術者の設置必要

実工事期間：実際に工事を施行する期間（準備期間と後片付け期間を含む）、技術者の設置必要
通常工事と同様に工期延期は可能

余裕期間制度 ③「フレックス方式」

③「フレックス方式」：受注者が工期の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



特徴

- ・ 工期の始期：競争参加資格確認資料提出時に添付する「工期通知書」により受注者が指定
- ・ 工期の終期：競争参加資格確認資料提出時に添付する「工期通知書」により受注者が指定
- ・ 実工事期間：全体工期内（実工期＋余裕期間60日間）で受注者が設定
- ・ 余 裕 期 間：全体工期内（実工期＋余裕期間60日間）で受注者が設定（※上限設定の有無は要検討）

メリット

- ・ 全体工期内で受注者が実工事期間を設定できることから、受注者の体制に合った工期設定が可能
- ・ 配置技術者の専任配置が必要な工事において、配置時期の調整が可能
- ・ 受注者が手持ち工事の状況等を考慮した始期の指定を行えることから、施工時期の平準化が可能
- ・ 実工事期間を長くすることで、休日の確保が可能
- ・ 新技術や特殊工法等の工期算出が困難な案件について、余裕のある工期確保が可能
- ・ 材料手配の困難が想定される工事について、準備期間の確保が可能